

八雲町告示第141号

道路の区域変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、八雲町において一般の縦覧に供する。

令和6年9月5日

八雲町長 岩村 克詔

路線番号 路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地	延長 (m)	備考
13184 音名川線	旧	起 八雲町春日33番1地先 終 八雲町春日595番地先	学林橋、賀呂1号橋、音名川3号橋、道道八雲北桧山線	5,591.80	
	新	起 八雲町春日46番1地先 終 八雲町春日595番地先	学林橋、賀呂1号橋、音名川3号橋、道道八雲北桧山線	5,584.67	